

第1回佐賀地方最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月5日(火) 14:27 ~ 15:29

2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（部会長） 安永委員（部会長代理） 早川委員、

労働者代表：松尾委員、諸富委員、彌常委員

使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員

事務局：恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員

4 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選任について
- (2) 令和7年度佐賀県最低賃金額改定に当たっての基本的な考え方について
- (3) その他

【第1回全体会議】

岩竹室長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「令和7年度第1回佐賀県最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

また、この度皆様におかれましては委員をお引き受けいただきありがとうございます。机上配付資料に委員名簿をお付けしておりますので御確認をよろしくお願ひします。

本日、初めての専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず議事次第（1）の「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

最低賃金法第25条第4項より「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますが、いかがいたしましょうか。

早川委員

これまでの実績を鑑みまして、部会長を甲斐委員、部会長代理を安永委員にお願いしてはいかがでしょうか。

岩竹室長補佐

ただ今、部会長に甲斐委員、部会長代理に安永委員の御提案がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

岩竹室長補佐

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、部会長は甲斐委員に、部会長代理は安永委員ということでおよろしくお願ひ申し上げます。

まずは、部会長に御就任いただきました甲斐委員より御挨拶をお願いします。

甲斐部会長

改めまして、皆様こんにちは。いよいよ始まりました。部会長を拝命いたしました甲斐です。よろしくお願ひいたします。前回の安永さんの御挨拶が非常によかったです。気持ちちはホットに頭はクールに、と。あれに感銘を受けまして、本日、私もその意気込みで進めますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

岩竹室長補佐

ありがとうございました。次に部会長代理に御就任いただきました安永委員より御挨拶をよろしくお願ひします。

安永部会長代理

部会長代理に選任いただきました安永治郎です。私はクールを意識して、熱い会長に対して少し慎重な役回りを務める心がけでいこうと考えております。よろしくお願ひいたします。

岩竹室長補佐

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行につきましては、甲斐部会長よろしくお願ひします。

甲斐部会長

それでは、早速ですけれども、専門部会第1回目を開催ということになります。

まず、議題(2)の令和7年度佐賀県最低賃金額改定に当たっての基本的な考え方についてですけれども、事務局からまず資料の説明をお願いいたします。

河野賃金室長

では、私の方から資料1から5まで通じて説明させていただきたいと思います。資料をお手元に御準備ください。

まず、資料1になりますけれども、こちらは「佐賀県最低賃金決定状況一覧」という横表を付けてあります。一番右の欄を見ていただくと、昨年度は8月20日答申で、10月17日に発効、時間額は956円、引上げ額は56円ございました。引上げ額の目安はA、B、Cランクともに50円と、過去最高の目安額でしたが、佐賀県はプラス6円で56円の引上げ、引上げ率は6.2%で、引上げ率、引上げ額とともに過去最高となりました。

続きまして、資料の2は、「佐賀県における主要労働経済指標」で、こちらは第1回本審で付けさせていただいた資料を、最新の数字に更新したものになりますので、説明の方は省略させていただきます。

資料の3は、「最新の経済指標の動向」になります。資料の3はとがございますけれども、は、内閣府の月例経済報告でして、7月29日に、最新の7月分が出ておりますので、こちらを資料としてお付けしております。基調判断は、表紙の1ページ目と2ページ目にもありますが、「景気は米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」とされております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であること、加えて物価上昇の継続が消費マインドの下振れ等を通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるということでございます。

めくっていただいて、2ページ目の下の方の四角囲みの中に、各項目の6月と7月の比較がされておりまして、こちらを見ていただくと上から個人消費、輸出、輸入、業況判断、国内企業物価について、変更点に下線が引かれておりまして、具体的な数値、グラフに関しましては3ページ以降にお付けしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて、3の資料ですけれども、「主要統計資料」になりますして、中央最低賃金審議会の目安小委員会で提出された資料になっております。小委員会の中で新しく数字が出たものに関しては、随時更新をされておりましたので、今回の提出資料については全て最新の数字に差し替えておりますので、審議の中で御参考にしていただければ、と思っております。

続きまして、資料の4になります。「令和7年度最低賃金に関する基礎調査に関する資料」になりますして、まず1ページ目には総括表を付けております。こちらの総括表は規模別、地域別、年齢別の1時間あたりの所定内賃金の分布を表す表になっておりまして、全産業から特定最低賃金の対象者を除いております。

現行の956円の欄を御覧いただくと、2段書きになっておりまして、下の段の括弧書きのところは956円以下の方が7.6%いらっしゃるということで、最低賃金の引き上げによって影響を受ける人の割合になります。

先ほど申し上げたとおり、中央最低賃金審議会から、Cランクである佐賀県については64円という目安が示されているわけですが、64円の引き上げになりますと引上げ後の額が1,020円になりますして、この場合の影響率は、1,019円の欄がいわゆる影響率ということになりますので、32.9%、ということでございます。

今は、左端の合計の欄を読み上げましたが、規模別、地域別、年齢別でのそれぞれの数値が見られるようになっております。

地域別については、佐賀署管内と佐賀署管内以外、という区分になっておりまして、佐賀署管内は、西は多久市から東は鳥栖市・基山町までになっております。

それ以外の市町が佐賀署管内以外になっておりまして、福岡と隣接する鳥栖市や基山町付近の地区で時給が高いということもございまして、佐賀署管内以外よりは佐賀署管内の方が、時間額が高い分布となっております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。こちらは1時間当たり所定内賃金特性値の表になっております。グラフの青線でお示ししております、第1・20分位数は、全体を20等分したものの1番低いグループの金額になります。同じ赤線でお示しをした第1・10分位数とは、10等分したものの1番低いグループの金額になります。

昨年は、第1・20分位数と第1・10分位数が900円で同額でしたけれども、今年は第1・10分位数が960円、第1・20分位数が956円になっております。

続きまして、7ページ目、8ページ目は、令和7年度の賃金額階級別労働者分布の表になっておりまして、現在の最低賃金である956円から1,025円までを1円刻みで作っております。それ以上の金額については10円刻みと100円刻みにしております。8ページ目を御覧いただくと、現在の最低賃金である956円と960円に大きな山がありまして、それ以上になりますと10円刻みで小さな山があり、1,000円でさらに大きな山がある、ということになっております。

9ページ目は、令和7年度地域別最低賃金改定後の影響率の表になっております。956円から、10ページ目の1,056円までを表にしております。現在の最低賃金額956円から目安額のプラス64円の1,020円については、10ページの上の段の中ほどに記載がありますて、引上げ額64円、引上げ率が7.11%で、影響率が32.9%になります。

続きまして、資料5「賃金構造基本統計調査 賃金分布率に関する資料」を御覧下さい。1ページ目は今年度Cランクの県の令和6年、令和5年の賃金分布に関する

る資料になります。右側令和6年については、最低賃金改定前の統計になりますので、900円の箇所に線を引いております。同じく令和5年の調査時期には、最低賃金は853円でしたので、853円の箇所に線を引いております。他のCランクの県の表も同様に記載しておりますので、御参考にしていただければと思っております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上になります。

甲斐部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の資料説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょう。よろしいですか。たくさんの資料ですので、この後、またその時々に御質問いただいてもいいかと思います。今のところはよろしいでしょうか。はい、それでは質問につきましては、後ほどまた質問がある時にお尋ねいただきたいと思います。

それでは、ここ数年来、第1回目の専門部会では、まず労使代表委員の双方同席のもとでそれぞれの基本的な考え方を御表明いただいております。今年度もこのようなかたちで進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

甲斐部会長

分かりました。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

つきましては、改定に当たっての基本的な考え方を御表明いただくにあたり、必要であれば一定時間それぞれ協議の時間というかお話し合いをされる時間を取りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

甲斐部会長

それでは、控室に移っていただきます。それぞれ控室がございますので移っていただきますけれども、だいたいどの程度時間を取りてよろしいでしょうか。

福母委員

10分。

甲斐部会長

10分、では15分として、3時に再開ということでよろしいですか。事務局もよろしいでしょうか。

事務局

はい。

甲斐部会長

それでは、それぞれ御協議に移られてください。

[労働者側委員・使用者側委員退室]

[労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝]

[労働者側委員・使用者側委員入室]

【第2回全体会議】**甲斐部会長**

それでは、専門部会を再開したいと思います。

それでは、今年度の佐賀県最低賃金改定に当たっての基本的な考え方を表明していただきたいと思いますけれども、例年、労働者側からお願いしておりますけれども、そのように進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

甲斐部会長

それでは、初めに労働者側代表委員からお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

松尾委員

はい、松尾でございます。私から労働者側の最低賃金引上げに伴う基本的な考え方について少し述べたいと思います。まず昨年、佐賀県の最低賃金過去最大 56 円引き上がりまして、956 円となりました。ただ、これだけ最低賃金が引き上がったにもかかわらず、物価上昇に歯止めが掛かっていないという状況の中、また、更には米の値段が非常に高くなっています。労働者の生活は、昨年にも増して非常に厳しい状況に置かれているというのが現実だと思っています。実際に厚生労働省が 7 月に発表した 5 月の名目賃金は 41 ヶ月連続上がっています。やはりこれは賃金引上げ、賃上げが社会的にもこの流れを作っていくことになっているのだと思っていますが、実質賃金は、前年同月比で 2.9% 減少をしてきています。賃金が上がっても、それ以上に物価が上がっているという状況を数字で示していると思っています。

最低賃金は 3 要素に基づいて総合的に判断すべきと認識はしていますが、このような状況を見れば、やはり労働者の生計費に重きを置いた審議といいますか、検討が必要でないかと思っています。連合佐賀が集計をしました春闘の状況について少しお示しをしたいと思っています。連合佐賀は、昨年と比較をして 0.37 ポイント上回って、5.35% の賃上げ率ということになっています。とりわけ、県内に本社がある地場の会社は 5.91%、非常に高い賃上げということになっています。これはやはり必ずしも業績がいいということだけではなくて、人材をいかに確保していくのか、人材へいかに投資していくのか、ということに重きを置いた経営側の英断といい

ますか判断だっただろうと思っています。これらの数字に着目して分かっていただきますとおり、賃上げというのは、着実に社会に浸透していますし、人への投資を含めて昨年以上の最低賃金の引上げが重要だと思います。

もう一つ、県内のパートとアルバイトの募集賃金です。中央最低賃金審議会の中でもデータとして出されていると思いますが、佐賀はハローワークと民間の募集の賃金平均で1,050円ということになっています。956円で人は雇えないということを示していますので、やはり労働市場の動向も加味をすれば、先ほど申し上げましたような大幅な賃上げが必要だと思っています。

物価の関係は、先ほど申し上げたとおりです。佐賀の物価は九州のどの県より高いです。物価上昇は4.4%、これは佐賀市ですけど4.1%、九州各県よりも高いです。全国平均よりももちろん高くなっています。昨年、お示しをしました「頻繁に購入する品目」の物価上昇は10%近くで佐賀は高いです。ただ、これは米の値段が入っていますので、米の値段を入れると更に高くなります。やはりこういったものも考慮をしないといけないと思っています。

もう一つ、3要素の中で、企業の支払能力というのも加味をしないといけないと思っていますが、企業収益、規模・地域によってばらつきはありますけど堅調に推移をしていると思っています。これは中央最低賃金審議会の資料の中にもありましたとおり堅調に推移をしていますし、企業の倒産件数、昨年に比べて増加はしていますが、ただ5年前、10年前と比べて中長期的に見ればそれほど大きく増えているものではないと思っていますし、実際、倒産の内訳を見ても、人件費が高騰してその要因で倒産をしてきた、倒産をしたという件数が増えているとは見てとれないような状況にもあります。

一方の雇用情勢は、有効求人倍率も完全失業率も堅調に推移をしていますので、この賃金の引上げによる雇用情勢への影響は本当に限定期かと思っています。なので、中小地場も含めて、賃上げを実際やっていらっしゃいます。昨年よりも高い賃上げになっていると思っていますので、企業の支払能力はやはり一定程度あるのだろうと思っていますので、最初に申し上げたとおり労働者の生計費というものを重視すべきと思っています。ただ、国や県などの支援、やはりそこはしっかりと求めしていくべきだと思っています。

このような観点から、昨年よりも高い大幅な引上げが必要だと思いますし、今年の最低賃金の改正に向けては、やはり物価を上回る引上げが必要、賃金上昇のトレンドをどう見るかということ、もうひとつは地域間格差をどう捉えるか、そういうものを総合的に勘案して大幅な引上げを求めていきたいと思っています。少し長くなりましたが以上です。

甲斐部会長

はい、ありがとうございます。補足などございますか、よろしいですか。

(意見・質問なし)

甲斐部会長

それでは、また御質問等は後ほど伺うとして、使用者側の方から意見表明をお願

いしたいと思います。

福母委員

とりたてて言うことはないのですけど、強いて言えと言わればということで、別紙2ですね、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の使用者側意見、2ページにあるとおりで、我々は最低賃金の引上げの必要性は十分認識はしております。その理由としては物価が上昇していることもございますし、先ほど松尾委員がおっしゃったように組織労働者の賃上げ率もすごく高いということですので、それに応じて最低賃金の引上げの必要性は十分認識しております。

一方で、目安に対しての考え方としては、そうは言っても、ということで根拠があまりはっきりしないということと、日商の回答も多分コメントか何かをちらっと見たのですけれども、上げ方が激しすぎるのも問題だということで、急激な上昇というのが企業経営に与える影響というのがかなり大きいということで、その点、佐賀県においてもいい数字は拾えばあるのですけど、悪い数字も無きにしもあらず、ということで、特にトランプ関税ですね、一応決着がついてこの後どうなるかということも時間差が結構あると思うので、その点も設備投資は好調のようすれども、今後の先行きが非常に不明な点があるということです。

それと、組織労働者の賃上げ率というのは非常に重要な参考資料になると思うのですけれども、最低賃金が適用されるのは、組織労働者ではなくて、むしろ未組織の労働者で、企業規模が脆弱あるいは人数が少ないと、大きな会社よりも経営の余裕が少ないとということで、額あるいは率は参考にはしますけれども、最低賃金の性格上、大幅な引上げというのは避けたいと考えているところでございます。

あとは西岡委員にお願いします。

甲斐部会長

では、西岡さん。平野さんもよろしいですか。

西岡委員

はい、もう福母委員がおっしゃってくださったので大丈夫です。

平野委員

はい。

甲斐部会長

はい、それでは、ただ今、労働者側代表委員、使用者代表委員の方々から今年度の賃金改定に当たっての意見を表明していただきました。そのことにつきまして、それぞれお互いに御質問あるいは御意見等ございましたらお伺いしようと思います。いかがでしょうか。

福母委員

はい、すみません、いいですか。賃上げ5.9%とか、今、おっしゃいましたけど、賞与はどのような感じで動いていますか。賞与は集計されておられますか。

松尾委員
いいですか。

甲斐部会長
はい、お願ひします。

松尾委員
はい、すみません。細かなデータは今持ち合わせていませんが、集計は取っていますので、よければ次の時にお示しをしたいと思います。

福母委員
経営者協会も集計はしているのですけれども、やはり賃上げしているほどには賞与は上がっていません。賞与は業績勘案というのが大きくて、一律部分と業績部分がありはするのですけれども、その配分は各社で異なるところで、一応業績で支払っているところが多いので、その動きというのは現在の支払能力を見る上では必要かなと、着目したいと思っています。また、物価上昇について、例のカレーパンも含めたところで何%と言われていましたか。

松尾委員
9.87です、正確に言えば。

福母委員
9.87、これは佐賀ですか。

松尾委員
佐賀です。

福母委員
佐賀県ですか。

松尾委員
佐賀市です。市のデータしかないのかなと思います。

福母委員
佐賀市、そうですよね。佐賀、なんでこんな上がった。他所よりも高いと仰いましたけど、理由は何でしょう。

松尾委員
他所よりも高いです。

福母委員

何か松尾委員に教えていただければ。

松尾委員

主觀になってしまいますが、全国平均よりもかなり高いのが、1つは穀類が高いです。米以外のところです。麺類とかパン類とかそういうものが非常に高いです。

甲斐部会長

小麦ですか。

松尾委員

小麦もそうですね。これだけ作物作っている割にはかなり高いので。

福母委員

それだけですか。

甲斐部会長

他に何か分かるようでしたら、また追々追加していただければと思います。

福母委員

分かりました。あとは求人の際の非正規、非正規というかアルバイトの求人の額が1,000円を超えてる、いくらと言わされました。

松尾委員

1,050円。ハローワークと民間と合わせて平均が1,050円。民間だけだと1,055円。

福母委員

これは県全体ですか。

松尾委員

佐賀県全体です。

福母委員

ちなみに地域毎というのは分かるのですか。

松尾委員

あります。ありますけど、今日は佐賀のデータしか持って来ていません。

福母委員

それは後ほど提出していただけますか。

松尾委員

Cランクのところだけでよければ。47 都道府県あるので、かなり枚数になるので。

甲斐部会長

県内の地域でしょう。

福母委員

西部とか。

甲斐部会長

東部とかということでしょう。

福母委員

例えば、有田の場合は。

松尾委員

そこまでのデータはつかんでいません。県全体のデータしかつかんでいません。

福母委員

中には、西部地区のコンビニとか行くと 1,000 円超えているところもあれば、最低賃金でいっているところもあったり、あるいはコンビニではなくて、製造会社でも、そういう時間給、最低賃金で出しているところもあったりするので、その点、この平均値がそれということですね、分かりました。

松尾委員

ハローワーク毎のデータとかは、民間も含めると取りづらいかなという。

福母委員

事務局に聞いた方がいいですね。

甲斐部会長

事務局の方で、データが揃えられるようだったら。

河野賃金室長

ハローワークの求人賃金はデータとしてあると思いますので、そちらの方が準備できそうであれば、また次回提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

甲斐部会長

はい、お願いします。

西岡委員

すみません。松尾さんにお尋ねばかりで申し訳ありませんけど、企業の支払能力

が堅調に推移していると認識されているということですけど、それはどこの何か数字を見て御判断されているのかを教えていただければと。

松尾委員

資料3の　で、厚生労働省の統計資料と。

福母委員

審議会の方ですね。

松尾委員

中央最低賃金審議会で出された資料です。県内でデータを取ったわけではないのですけど、中央最低賃金審議会のデータのところで、例えば26ページの「法人企業統計による企業収益」に23年度、これデータ的には古いのですけど、これくらいの経常利益があります。規模ごとにあります。その次には四半期ごととかずっとあるのですけど、データで見ればそれほど経常利益のところが落ち込んでいるとは見えません。となれば、支払能力は一定あるのだろうという認識を持っているということです。

西岡委員

事務局にひとつお願いなのですが、経常利益の規模ですね、資本金1,000万円未満ということで包含されますよね。1,000万円以下の数字で、県内の数字は分かりますか。例えば、300万未満とか300万超えるとか。どちらかというと佐賀県の場合は1,000万円が上限、だいたい中間ぐらいの企業さんが多いと思うのです。

それからあとひとつは労働分配率。国の資料では、資本金1千万円未満で80%でしたけれども、先ほどの佐賀県の実情に合わせたところで、どれくらいの割合になるのか、分かれば教えて下さい。

河野賃金室長

探してみて、あれば次回にお示しをさせていただきたいと思います。労働分配率と経常利益の資本金1千万円未満を小刻みしたものがあれば、ということですね。

甲斐部会長

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

松尾委員

春闘での賃上げ率のところで申し上げましたけど、その際に、組織労働者が高いので、最低賃金に当たるのは組織労働者ではないので、そういうところはあまり最低賃金には馴染まないのではないかとも言われましたけど、なぜ組織労働者が高いのかというと、きちんと組織対組織で要求書の提出をして、団体交渉などができる環境が整っているということが非常に大きいかなと思ったのです。

圧倒的84%の人は、組織労働者ではないので、春闘の賃上げの交渉すらできないような状況にあるのではないかなと思っていますので、そういった意味からすれば、

昨年も申し上げましたけど、この最低賃金の審議会がそういった未組織の労働者の労使交渉の代わりではないのですけど、そういうものになるのではないかなど思いますので、非常に未組織の労働者の期待は大きいだろうと思いますので、しっかりとした審議をやっていきたいなと思っています。

甲斐部会長

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。もし、今日がスタートですから、今、双方からいろいろ事務局宛にデータを調査してほしいという要望もございましたし、第2回目、第3回目と進めていく中でそういうデータを確認しながら、議論を進めていきたいと思います。また、他に意見がございましたら、後ほどお伺いする機会はあると思いますので、一旦、それぞれの表明に対してはこれで終了させていただき、次に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

甲斐部会長

それでは、本日なのですけれども、意見を表明していただきましたので、これから賃金の金額審議に入るかどうかというところを皆様にお尋ねしたいと思います。例年でしたら、第1回目は意見表明というところで、金額審議については第2回目以降にということになってありますけれどもいかがでしょうか。本日、この後金額審議に進むか、あるいは本日は意見表明というところに留めて、次回以降に金額審議ということに進むか、例年どおり次回以降に金額審議ということでもよろしいですか。

(異議なし)

甲斐部会長

よろしいですね。公益の先生方もよろしいですね。

公益委員

はい。

甲斐部会長

それでは、本日は第1回目ということでそれぞれの考え方について御意見を伺いました。次回は、金額審議に入っていきたいと思いますので、この後、またそれにお考えを示していただき、金額を詰めていきたいと思っております。次回は明後日ですので金額を御提示いただきたいと思いますので、そのあたりの御準備等も是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事次第(3)その他として、事務局から何かございますか。

河野賃金室長

今後の日程についてということで、次回は8月7日(木)13時半から第2回の専

門部会を開催と、第3回は8月8日（金）13時半からということになっております。3回目で合意した場合については当日の16時から本審を行います。合意に至らなかつた場合については、1週明けて8月19日ここで結論が出なければ20日（水）11時開催ということになっております。

合意に至った場合については、その当日の14時を目途に本審を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

甲斐部会長

ありがとうございました。それでは、日程につきましては御了解いただいたとして進めたいと思います。

それでは、第1回目の専門部会を本日終了したいと思います。どうもありがとうございました。なお、議事録の署名につきましては、労働者側は彌常委員、それから使用者側は平野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日、本審から続けての専門部会大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

参加者一同

ありがとうございました。

部　　会　　長

労働者代表委員

使用者代表委員
